

草加市指定排水設備工事店及び排水設備工事責任技術者の違反行為に係る事務処理要綱

平成31年3月27日
告示第231号

(趣旨)

第1条 この要綱は、草加市指定排水設備工事店（草加市下水道条例（昭和57年条例第34号。以下「条例」という。）第8条第1項の規定に基づき市長が指定した排水設備等の新設等の工事事業者をいう。以下「指定排水設備工事店」という。）及び草加市排水設備工事責任技術者（条例第8条の5第1項の規定に基づき市長が登録した排水設備等の新設等の工事の責任技術者をいう。以下「責任技術者」という。）の違反行為に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 違反行為 条例第8条の15第1項の規定に基づく指定排水設備工事店の指定の取消し若しくは効力の停止又は条例第8条の10第1項の規定に基づく責任技術者の登録の取消し若しくは効力の停止（以下「処分」という。）となる行為であって、別表に定めるものをいう。
- (2) 資格審査委員会 草加市下水道条例施行規則（昭和57年規則第45号。以下「規則」という。）第7条の22の規定に基づき設置する草加市指定排水設備工事店等資格審査委員会をいう。

(違反行為の調査等)

第3条 市長は、指定排水設備工事店又は責任技術者が違反行為を行った疑いがあるときは、その事実関係の調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査において違反行為の事実が認められたときは、指定排水設備工事店又は責任技術者に対し、直ちに違反行為を是正するよう文書による注意を行うものとし、当該注意に従わないときは文書による警告を行うものとする。ただし、違反行為が軽易な場合は、口頭指導によることができるものとする。

3 市長は、前項の規定に基づき注意、警告又は指導を行ったときは、当該指定排水設備工事店又は責任技術者から違反行為のてん末書及び是正の内容を記載した文書の提出を

求めるとともに、違反行為調査記録書を作成する。

(資格審査委員会)

第4条 市長は、前条第1項に基づき調査した違反行為の内容を検討し、違反行為の処分が必要と認められるときは、資格審査委員会の委員長に資格審査委員会の開催を要請することができる。

2 資格審査委員会の委員長は、資格審査委員会の開催に当たり、必要があると判断したときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(意見陳述等の手続)

第5条 市長は、資格審査委員会の審議の過程において聴聞又は弁明の手続を実施するものとする。

2 弁明の機会の付与に当たっては、弁明書の提出を求めることとし、聴聞の実施に当たっては、聴聞通知書により通知する。

3 聴聞は、下水道課長が主宰する。

4 聴聞を終結したときは、下水道課長は、速やかに聴聞調書、聴聞報告書及び違反行為の処分案を作成し、市長に報告する。

5 その他意見陳述のための手続に関しては、草加市行政手続条例（平成10年条例第2号）に定めるところによる。

(処分の基準)

第6条 違反行為に対する処分の基準は、別表に定めるとおりとする。

(処分の通知等)

第7条 市長は、違反行為に対する処分を決定した場合に、被処分者に対し文書により当該処分の通知を行うものとする。

2 市長は、指定排水設備工事店に係る違反行為の処分を行う場合には、条例第8条の15第4項の規定に基づき告示する。

3 市長は、違反行為の処分を受けた指定排水設備工事店の名称と処分の内容を市ホームページにおいて公表できるものとする。

(排水設備等の新設等の工事に係る施工の禁止等)

第8条 処分を受けた指定排水設備工事店及び責任技術者は、取消日以降又は効力の停止期間中において、市内における排水設備等の新設等の工事を施工することができない。ただし、取消日又は効力の停止開始日より前に、排水設備等計画確認通知を受けている

排水設備工事については、当該工事の完了まで施工しなければならない。

2 前項の規定は、当該工事について、他の指定排水設備工事店又は責任技術者に引き継ぐことを妨げるものではない。

3 処分を受けた指定排水設備工事店は、取消日以降又は効力の停止期間中において、条例第6条第1項に基づく排水設備等計画確認申請を提出することができない。

(指定手数料・登録手数料)

第9条 指定排水設備工事店又は責任技術者の処分の際、既に納付済みの指定手数料又は登録手数料は返還しない。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第２条及び第６条関係）

処分行為及び処分基準表

１ 指定排水設備工事店指定要件に関すること（条例第８条の１５第１項第１号及び第２号該当）

違反行為	規定条項	処分
１ 埼玉県内に営業所がない。	条例第８条の３第１項第１号	指定の取消し
２ 営業所ごとに条例第８条の４第１項の規定により責任技術者として登録を受けた者が１人以上専属していない。	条例第８条の３第１項第２号及び条例第８条の４第１項	
３ 規則で定める機械器具を有していない。	条例第８条の３第１項第３号及び規則第７条の４	
４ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ていない。	条例第８条の３第１項第４号ア	
５ 条例第８条の１５第１項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から２年を経過していない。	条例第８条の３第１項第４号イ	
６ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由がある。	条例第８条の３第１項第４号ウ	
（１） 文書警告に従わない。		指定停止１月
（２） 指定停止に従わない。		指定の取消し
７ 法人であって、その役員のうちに条例第８条の３第１項第４号アからウまでのいずれかに該当する者がある。	条例第８条の３第１項第４号エ	指定の取消し

２ 工事施工に関する義務違反（条例第８条の１５第１項第３号該当）

違反行為	規定条項	処分
次の行為があり、条例第８条の１２に規定する指定排水設備工事店の責務及び遵守事項に従って適正に排水設備工事の施工に努めない。	条例第８条の１２	
（１） 下水道に関する法令、条例及び規則に定める基準を遵守しない。		指定停止１月
（２） 条例第６条の規定に基づく市長の確認を受けずに排水設備等の新設等の工事を行った。		指定停止６月
（３） 条例第７条第１項の規定に基づく市の検査を受けない。		指定停止６月
（４） 文書警告に従わない。		指定停止１月

３ 届出義務違反（条例第８条の１５第１項第４号該当）

違反行為	規定条項	処分
条例第８条の１３の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした。	条例第８条の１３	指定停止１月

4 下水道施設への機能障害（条例第8条の15第1項第5号該当）

違反行為	規定条項	処分
指定排水設備工事店が施工する排水設備等の新設等の工事が、下水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき。		指定停止1月

5 不正申請（条例第8条の15第1項第6号該当）

違反行為	規定条項	処分
不正の手段により条例第8条第1項の指定を受けたとき。		指定の取消し

6 責任技術者の工事施工に関する義務違反（条例第8条の10第1項該当）

違反行為	規定条項	処分
1 排水設備等の新設等の工事に関する技術上の管理を行わない。	条例第8条の4第2項第1号	登録停止1月
2 排水設備等の新設等の工事に従事する者の技術上の指導監督を行わない。	条例第8条の4第2項第2号	
3 排水設備等の新設等の工事が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合していることの確認を行わない。	条例第8条の4第2項第3号	
4 条例第7条第1項に規定する排水設備等の新設等の工事の完了検査の立会いを行わない。	条例第8条の4第2項第4号	
5 指定排水設備工事店において専属する責任技術者で、他の指定排水設備工事店の責任技術者を兼ねている。	条例第8条の4第4項	
6 文書警告に従わない。		登録の取消し
7 登録停止に従わない。		